

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	被災者台帳作成関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、被災者台帳作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法の規定に基づき、総社市内に災害が発生した場合において、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため被災者台帳を作成する。 本事務における特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 ・災害対策基本法第90条の3第2項に規定する被災者台帳の記録項目について、住民記録システムとの突合及び情報保有機関等と情報の照会・提供を行う。
③システムの名称	被災者台帳(エクセルファイル), 住民記録システム, 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
被災者台帳ファイル, 住民票情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第55項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第80項及び平成26年内閣府・総務省令第7号第30条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部危機管理課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 総務部危機管理課 (TEL.0866-92-8599)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
[]委託しない []提供・移転しない []接続しない(入手) []接続しない(提供)		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二第56の2項及び平成26年内閣府・総務省令第7号第30条	番号法第19条第8項、別表第二第56の2項及び平成26年内閣府・総務省令第7号第30条	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	総務部危機管理室	危機管理室	事後	機構改革による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	「IVリスク対策」の項目追加		「8. 人手を介在させる作業」「11. もつとも優先度が高いと考えられる対策」の追加	事後	様式変更による
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一第36の2項	番号法第9条第1項別表第55項	事後	法律の改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二第56の2項及び平成26年内閣府・総務省令第7号第30条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第80項及び平成26年内閣府・総務省令第7号第30条	事後	法律の改正による
令和7年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	危機管理室	総務部危機管理課	事後	機構改革による
令和7年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	室長	課長	事後	機構改革による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課行政係 (TEL.0866-92-8218)	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)	事後	機構改革による
令和7年8月1日	I 関連情報 8. 国定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	総社市中央一丁目1番1号 危機管理室 (TEL.0866-92-8599)	総社市中央一丁目1番1号 総務部危機管理課 (TEL.0866-92-8599)	事後	機構改革による
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる